

全建労発第 13号
平成22年4月26日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
常務理事 室川正和
(公印省略)

平成22年賃金構造基本統計調査に対する協力依頼について

このたび、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課長より、別添のとおり、平成22年賃金構造基本統計調査に対する協力依頼がありました。

この調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として実施されるもので、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、貴重な資料となっております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、広報誌等を通じて、貴協会傘下会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、エクセル形式及びPDF形式の調査票様式は厚生労働省ホームページにて掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>)

また、ご不明な点につきましては、都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上

統賃発 0420 第 1 号

平成 22 年 4 月 20 日

(社) 全国建設業協会
常務理事 室川 正和 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部
賃金福祉統計課長

平成 22 年賃金構造基本統計調査の実施についての
協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和 23 年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、一定の方法により抽出した事業所を調査の対象としております。

調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添 1 「調査要綱」及び別添 2 「調査票」に基づき、平成 22 年 6 月分の賃金等について調査することとしております。

つきましては、貴団体傘下企業に係る調査の対象となりました事業所における円滑な調査実施に格別のご配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌等で広報文の掲載をお願いできましたら、参考までに原稿を用意いたしましたのでよろしくお取り計らいくださいますよう併せてお願い申し上げます。

「賃金構造基本統計調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「平成22年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施され、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所、及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様にご調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹 啓

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省が実施しております調査につきましては、かねてから格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、昭和23年以降、毎年、賃金構造基本統計調査を実施しているところです。この調査は、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、性、学歴、年齢、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査です。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の最低及び最高限度額の算定等に必須のものとなっております。

ところでこの調査は、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としており、このたび貴事業所に調査をお願いすることになりました。

この調査は、最も重要な統計の一つとして、調査対象に選定された事業所の皆様方に法律（統計法）上調査票の提出が義務づけられている「基幹統計」に指定されています。

つきましては、御多用中誠に恐縮でございますが、この調査の趣旨、重要性を御理解いただき、調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

調査票の作成に当たっては、共にお渡ししております「調査票記入要領」を参照の上、御記入ください。

また、御提出いただいた調査票は、統計調査のためにのみ使用され、徴税や労働基準監督など統計以外に使用することは絶対にありませんので、真実をありのまま記入していただきますようお願い申し上げます。

なお、昨年の調査結果の一部を「平成21年賃金構造基本統計調査の結果(抜粋)」としてまとめましたので、貴事業所における賃金管理等の参考として御利用ください。

敬 具

平成22年6月

事 業 主 各 位

厚生労働省大臣官房統計情報部長

